

●香川県告示第177号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、内水面における区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第5項の規定により公示する。

令和元年11月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許の内容となる事項

- (1) 漁業の種類 第二種区画漁業
- (2) 漁業の名称 魚類養殖業
- (3) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 漁場の位置及び区域 別表のとおりとする。

2 制限又は条件

- (1) ため池の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年4月末日までに、その年度の養魚計画及び前年度の養魚実績を報告しなければならない。
- (3) 水利関係者との同意事項を遵守し、協調の上操業しなければならない。

3 免許予定日 令和2年2月1日

4 免許の存続期間 令和2年2月1日から令和6年3月31日まで

5 地元地区 別表のとおりとする。

6 免許申請期間 令和元年12月12日8時30分から同月13日17時まで

別表

計画番号	漁場の位置	漁場の区域(池名)	地元地区
1	三豊市豊中町笠田笠岡1898	新池	三豊市
2	三豊市豊中町上高野3521	鴻之池	三豊市
3	三豊市豊中町上高野3642	中池	三豊市